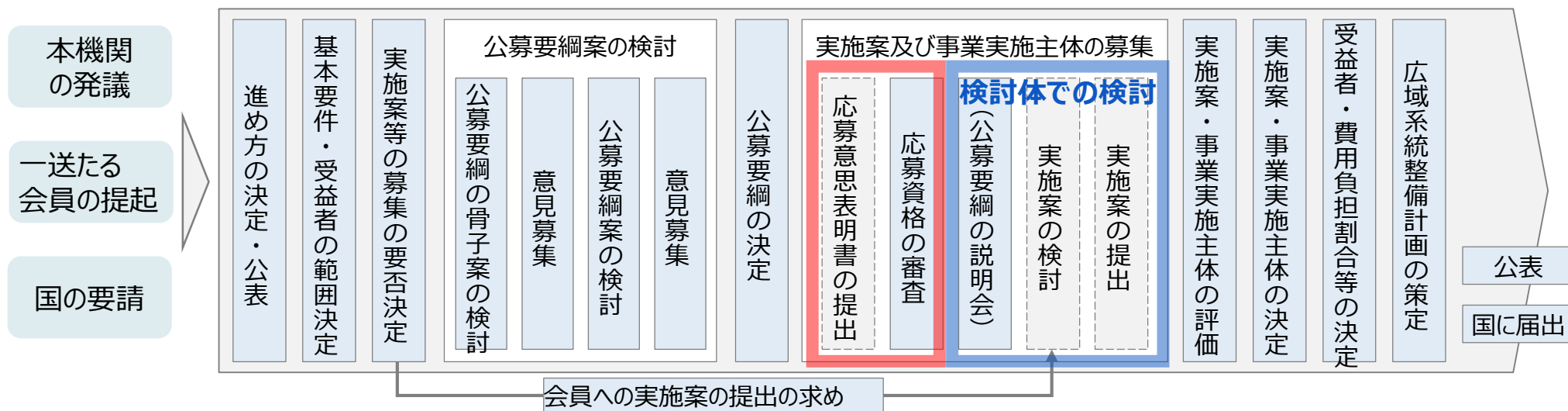


北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る 広域系統整備計画の実施案及び事業実施主体の 募集への応募状況について （報告）

2024年12月25日
広域系統整備委員会事務局

- 北海道本州間連系設備（日本海ルート）の広域系統整備計画においては、本年4月3日に基本要件及び受益者の範囲について決定のうえ、実施案及び事業実施主体の募集を10月30日から行い、**12月23日の応募意思表明書の提出期限までに2件の応募意思表明書が提出された。**
- 本日は、**提出された2件の応募意思表明書についてご報告するとともに、今後の応募資格の審査にあたっての対応等についてご説明する。**

《東地域の計画策定プロセスの流れ》



V. 応募資格の審査

＜出所＞北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る 広域系統整備計画
実施案及び事業実施主体の募集に係る 公募要綱 4頁（一部抜粋）

本機関は、応募意思表明をした事業者について、当該事業者から提出された必要書類等をもとに応募資格を満たすかを確認し、応募意思表明をした全ての事業者に対して、2024年12月～2025年1月頃を目途に審査結果を通知する。また、本審査結果については、本機関のホームページにおいて公表する。

- 提出期限までに、下表の4事業者の連名による応募意思表明書が提出された。
- **当該応募意思表明書を提出した事業者（以下、提出事業者①という）は、いずれも公募要綱に定める応募資格のうち①一般送配電事業者又は②送電事業者に該当する事業者であった。**

応募意思表明書を提出した事業者	該当する応募資格	備考
北海道電力ネットワーク株式会社	①一般送配電事業者	4事業者連名での応募意思表明
東北電力ネットワーク株式会社	①一般送配電事業者	
東京電力パワーグリッド株式会社	①一般送配電事業者	
電源開発送変電ネットワーク株式会社	②送電事業者	

【参考】応募資格者（公募要綱より抜粋）

実施案及び事業実施主体の募集に係る応募資格者は、送配電等業務指針第42条の規定を踏まえ、以下①～③の応募資格（以下「応募資格」という。）を有する事業者とする。

① **一般送配電事業者**

② **送電事業者**

③ 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者*であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

*新たに設立する法人により当該許可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする

なお、複数事業者が連名で応募意思表明をする場合（実施案の提出時までに特定目的会社（以下「SPC」という。）の組成を予定する場合を含み、複数事業者が施工区間を分担して実施案をそれぞれ提出する場合を除く。）、申請する事業者には、応募資格を有する事業者を含む必要がある。また、複数事業者が連名で応募意思表明をし、各事業者が施工区間を分担して実施案を提出する場合、申請する事業者には、施工区間ごとに応募資格を有する事業者をそれぞれ含む必要がある。

- 一方、提出事業者①は、資金の調達や回収や基本要件からの工事費・工期が変更した場合の扱い等に関する**不確実性が十分に低減されない場合、実施案の提出辞退等を行う可能性がある旨を応募意思表明書に記載し、プロジェクトを進めるうえで必要な条件を明記している。**(別紙)
- **このため、提出事業者①に対して、応募意思表明書の記載内容に関する事業者の意向を確認することとし、次回以降の本委員会にて説明を求めることとする。**
- また、応募意思表明書に記載された内容は、資金調達等のファイナンスに関連するものなど、本機関では対応できないものがあることから、**提出事業者①からの応募意思表明書の記載内容を国へ報告することとする。**

- 提出期限までに、下表の3事業者連名による応募意思表明書が提出された。
- 当該応募意思表明書を提出した事業者（以下、提出事業者②という）は、応募資格のうち③送電事業者となる許可を取得しようとする事業者であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者に該当する可能性があることから、公募要綱に基づく審査を進めていく。
- なお、当該審査は、電気事業法による送電事業の許可の基準も踏まえて行うことから、**提出事業者②からの応募意思表明書の記載内容を国へ報告したうえで、国と連携しつつ、審査を進める。**

応募意思表明書を提出した事業者	該当する可能性のある応募資格	備考
Frontier Power Ltd	③送電事業者となる許可を取得しようとする事業者であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者	送電事業許可申請に向け、準備中
JapanInterconnector株式会社		
フロンティアパワーアジア株式会社		

【参考】応募資格者（公募要綱より抜粋）

実施案及び事業実施主体の募集に係る応募資格者は、送配電等業務指針第42条の規定を踏まえ、以下①～③の応募資格（以下「応募資格」という。）を有する事業者とする。

- ① 一般送配電事業者
 - ② 送電事業者
 - ③ 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者*であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者
- *新たに設立する法人により当該許可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする

送電事業者となる許可を取得しようとする事業者の場合には、電気事業法（昭和39年法律第170号）による送電事業の許可の基準に適合することを説明する書類の提出を要する。

- 提出事業者①については、公募要綱に定める応募資格に該当することを確認した。今後、応募意思表明書の記載内容に関する事業者の意向を確認するとともに、国と連携のうえ対応する。
- 提出事業者②については、今後、公募要綱に基づく資格審査を国と連携し行う。

<今後のスケジュール>

2024年	12/23	応募意思表明書の提出期限
	12/25(本日)	第85回広域系統整備委員会（応募結果の報告） 提出された2件の応募意思表明書について国へ報告
2025年	1/15	第86回広域系統整備委員会 （提出事業者①からの説明（予定））
		以降、事業者からの説明や国への報告結果等を踏まえて、有資格事業者を決定
	有資格事業者決定後	公募要綱に関する説明会（実施案の記載に係る説明会）
	12/26	実施案の提出期限
2025年度末	目途	広域系統整備計画の決定

Ⅲ. スケジュール

<出所> 北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る 広域系統整備計画
実施案及び事業実施主体の募集に係る 公募要綱 3頁（一部抜粋）

実施案及び事業実施主体の選定スケジュールは以下のとおり。

2024 年	12 月 23 日（月） 17 時まで	応募意思表明書の提出期限
	12 月～2025 年 1 月頃	応募資格審査 応募意思表明者へ審査結果通知
2025 年	12 月 26 日（金） 17 時まで	実施案の提出期限
	年度末目途	広域系統整備計画の決定

※ただし、スケジュールについては、応募の状況等により変更となる場合がある。